

議案第 9 1 号

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 南丹市福祉医療費の支給に関する条例(平成 18 年南丹市条例第 141 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後 (案)
(<u>受給者証等</u>) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その資格を審査し、前条第1項各号のいずれかに該当すると認定した者に対しこの条例による医療費の支給を受ける権利を証する<u>受給者証等</u>を交付する。 3 前項の<u>受給者証等</u>の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に<u>受給者証等</u>を提示しなければならない。 _____	(<u>受給者証</u>) 第3条 (略) 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その資格を審査し、前条第1項各号のいずれかに該当すると認定した者に対しこの条例による医療費の支給を受ける権利を証する<u>受給者証</u>を交付する。 3 前項の<u>受給者証</u>の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に<u>受給者証</u>を提示しなければならない。 <u>ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番</u>

	<u>号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>
-------------------------------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市子育て支援医療費助成条例の一部改正)

第2条 南丹市子育て支援医療費助成条例(平成18年南丹市条例第149号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児 出生の日から満6歳に達する日<u>以降</u>の最初の3月31日までの間にある者_____ (2) 児童 満6歳に達する日の翌日<u>以降</u>の最初の4月1日から満15歳に達する日<u>以降</u>の最初の3月31日までの間にある者_____ (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児及び児童を現に監護する者_____ (対象者等) 第3条 この条例の規定による医療費の<u>支給</u>の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる乳幼児及び児童を除き、市の区域内に住所を有し、国民健康保険法(昭和33年法律	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児 出生の日から満6歳に達する日<u>以後</u>の最初の3月31日までの間にある者<u>をいう。</u> (2) 児童 満6歳に達する日の翌日<u>以後</u>の最初の4月1日から満15歳に達する日<u>以後</u>の最初の3月31日までの間にある者<u>をいう。</u> (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児及び児童を現に監護する者<u>をいう。</u> (対象者等) 第3条 この条例の規定による医療費の<u>助成</u>の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる乳幼児及び児童を除き、市の区域内に住所を有し、国民健康保険法(昭和33年法律

第192号)及び<u>南丹市子育て支援医療費助成条例施行規則</u>(平成18年南丹市規則第87号。以下「規則」という。)で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は被扶養者である乳幼児及び児童の保護者とする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第<u>11</u>条の規定により<u>扶助</u>を受けている世帯に属する<u>場合</u> (2) 南丹市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南丹市条例第141号)により、福祉医療費受給者証を交付されている<u>母子家庭等</u>の乳幼児及び児童である<u>場合又は重度障害児である場合</u> 2 医療費の<u>支給</u>を受けようとする者は、規則に定める申請の方法により市長に申請しなければならない。 (受給者証) 第5条 市長は、規則の定めるところにより、対象者からの申請に基づき、子育て支援医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。 2 前項の受給者証の交付を受けた者_____は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____	第192号)及び<u>規則</u> _____で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は被扶養者である乳幼児及び児童の保護者とする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第<u>15</u>条の規定により<u>医療扶助</u>を受けている世帯に属する<u>乳幼児及び児童</u> (2) 南丹市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南丹市条例第141号)により、福祉医療費受給者証を交付されている<u>同条例第1条に規定する一人親家庭</u>の乳幼児及び児童<u>又は心身障害児</u> 2 医療費の<u>助成</u>を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 (受給者証) 第5条 市長は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づき、子育て支援医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。 2 前項の受給者証の交付を受けた者(以下「<u>受給者</u>」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該</u>
--	---

_____ _____ _____ (届出) 第6条 対象者は、住所・<u> </u>氏名の変更その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに届けなければならない。 (助成金の返還) 第7条 偽り<u>その他不正な</u>手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。	<u>医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u> (届出) 第6条 対象者は、住所<u>又は</u>氏名の変更その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに届けなければならない。 (助成金の返還) 第7条 偽り<u>その他不正の</u>手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 南丹市老人医療費の支給に関する条例(平成18年南丹市条例第153号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(受給者証等) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の受給者証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。_____ _____ _____ _____	(受給者証等) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の受給者証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が受給者証等に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及</u>

	<u>びオンライン資格確認端末を用いることによ</u> <u>り、当該医療を受ける医療機関等が資格情報</u> <u>を取得し、及び閲覧することができる場合</u> <u>は、この限りでない。</u>
-------------------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条中第5条第2項の改正規定及び第3条については、令和8年3月23日から施行する。